

発行（改訂）日：令和7年2月28日

家庭数

# PTAのしおり

付・中町小学校PTA規約

卒業時まで要保管

制作・発行  
中町小学校PTA役員会

# 目 次

はじめに	2
中町小学校PTA組織図	3
中町小学校PTA規約	4
附則	9
中町小学校PTA内規	10
個人情報取り扱いについての方針	11

## はじめに

この「PTAのしおり」は、中町小学校PTA会員の皆さまに、PTA活動の目的や内容などをお知らせするものです。さらに、共通の認識と心構えを確認していただくことで、PTA活動が円滑に行われることを意図しています。

子どもたちの小学校生活が豊かなものになるように、PTA活動へのいっそうのご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。

役員一同

## 中町小学校PTA

中町小学校PTAは、保護者・教職員がそれぞれの立場で、お互いを尊重しながら児童のために活動しています。

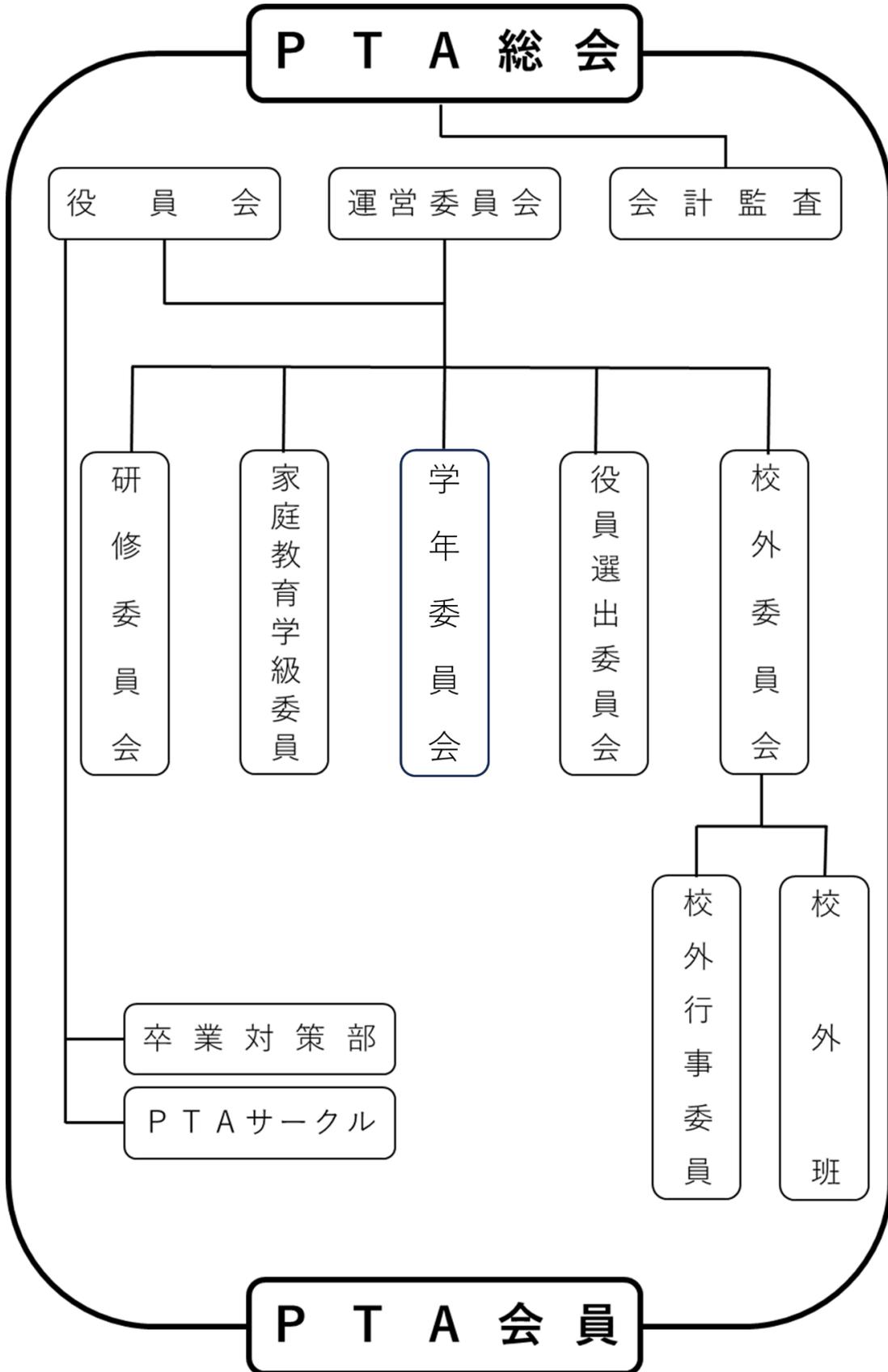
活動を通じ、保護者同士、保護者と教職員、さらに保護者と児童、教職員と児童の間での信頼が深まり、よりよい人間関係が築けることを願っています。

## PTAとは

PTAとは、Parent-Teacher Associationの略です。

家庭においても社会においても、すべての児童が幸せに成長できるように、保護者と教職員が協力、連携している組織です。

中町小学校PTA組織図



制定 昭和34年5月20日

# 東京都

## 世田谷区立中町小 学校

### PTA規約

第15回改定 平成21年2月19日  
第16回改定 平成23年2月8日  
第17回改定 平成24年2月7日  
第18回改定 平成25年2月18日  
第19回改定 平成26年2月10日  
第20回改定 平成27年2月9日  
第21回改定 平成30年2月6日  
第22回改定 令和2年2月10日  
第23回改定 令和3年2月21日  
第24回改定 令和4年2月28日  
第25回改定 令和5年2月28日  
第26回改定 令和6年2月28日  
第27回改定 令和6年5月30日  
第28回改定 令和7年2月28日

## 第1章 名称

### 第1条

この会は中町小学校PTAといい、所在地を以下におく。  
東京都世田谷区中町4-23-1 中町小学校内

## 第2章 目的および活動

### 第2条

この会は、保護者と教員とが協力して、家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

### 第3条

この会は前条の目的をめざして次の通り活動する。

1. 児童教育をより良くするために保護者と教員が協力する。
2. 家庭と学校との協力によって、児童の生活環境ならびに教育環境を良くする。
3. 会員相互の親睦をはかる。

## 第3章 方針

### 第4条

この会は、正常な教育を進めるための民主的団体として、次の方針に基づき活動する。

1. 児童の教育、ならびに福祉のために活動している他の社会団体や、機関に協力する。
2. 特定の政党、宗教に偏ることなく、また営利的行為は行わない。
3. この会および、この会の会員の名で、公私の選挙の候補者の推薦をしない。
4. 学校の人事、その他に干渉してはならない。

## 第4章 会員

### 第5条

この会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者、および本校の教職員とする。

## 第6条

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱いについての方針」に定め、適正に運用するものとする。

## 第5章 経理

### 第7条

すべての会員は会費を1学期中に納入する。(納入方法は附則による)

### 第8条

この会の活動に要する経費は、会費およびその他の収入によってまかなう。

### 第9条

この会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づき行われる。

### 第10条

この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

### 第11条

この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 役員

### 第12条

この会に次の役員を置く。なお、各役員の数人は必要に応じて増減することができる。

1. 会長（保護者1名）
2. 副会長（保護者1名以上、副校長1名含む）
3. 書記（保護者1名以上、教員1名含む）
4. 会計（保護者2名以上、教員1名含む）

### 第13条

会計は、他の役員および委員を兼任することはできない。

### 第14条

役員任期は1カ年とする。再任は妨げないが、継続の場合、原則として同職3カ年とする。ただし、教職員に限り、3年以上の継続を妨げない。

### 第15条

役員は総会で承認を受け、4月より就任する。

### 第16条

役員の仕事は次の通りとする。

#### 1. 会長の仕事

- (1) 会長はこの会を代表して会務を統括する。
- (2) 総会および運営委員会を招集し、この会を主催する。
- (3) 会長は、役員選出委員会を除くすべての会合および委員会に出席して意見を述べる事ができる。
- (4) 会長は、別に選出された各種委員会の正副委員長、および校外委員会、臨時委員会の正副委員長を委嘱する。

#### 2. 副会長の仕事

- (1) 会長を補佐し、会長に事故のある時は、その代理をつとめる。

#### 3. 書記の仕事

- (1) 会長の指示に従って、この会の庶務をつかさどる。
- (2) 総会および運営委員会の議事ならびに、この会の活動に関する重要事項を正確に記録する。

(3) 記録、通信、その他の書類を保管する。

#### 4. 会計の任務

- (1) いっさいの会計事務を行う。
- (2) 定期総会において、会計監査を経た決算報告を行う。
- (3) この会の財務を管理する。
- (4) 予算の立案にあたり、運営委員会に資料を提出する。

#### 第17条

会長に欠員が生じたときは、副会長のうち1名が就任する。任期は残存期間とする。

## 第7章 会計監査

#### 第18条

1. この会の会計監査は、4名以内（保護者2名以上、教員1名を含む）とする。
2. 会計監査は、他の役員および委員を兼任することはできない。

#### 第19条 会計監査の任務

1. この会の経理を監査する。
2. 必要に応じて随時会計監査を行うことができる。

#### 第20条

会計監査の任期は1カ年とする。（選出方法は役員に準ずる）

## 第8章 役員等の選出

#### 第21条

役員等候補者の選出は、役員選出委員会が行う。

1. 役員等の選任は総会で決定する。
2. 総会に提出する役員等候補者は、運営委員会が決定する。
3. 運営委員会に提出する役員等候補者の選出を行う目的で、以下のとおり役員選出委員会を組織することができる。ただし、役員選出委員会が組織されない場合は、役員等候補者の選出は役員会が行う。
  - (1) 役員選出委員は6名以内（保護者1名以上、教員1名を含む）とする。
  - (2) 保護者より選任された者の中から、互選により正副委員長を決定する。
  - (3) 役員選出委員会は、総会において次年度役員等の承認を得た後、解散する。
4. PTA活動において利権にかかわりが発生すると思われる会員は役員等に就くことができない。
5. 役員選出委員会は、総会において次年度役員等の承認を得た後、解散する。

## 第9章 総会

#### 第22条

総会は最高の決議機関であって、次の通りとする。

1. 第1回総会（5月頃開催）決算報告の承認、年間計画、予算案の審議と承認、その他重要事項を審議し決定する。
2. 第2回総会（2月頃開催）次年度役員等の選出および規約改正、その他重要事項を審議し決定する。
3. 臨時総会 運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

## 第23条

総会の定足数は、会員の5分の1以上とする。

## 第24条

1. 総会の決議は、出席者（オンラインを含む）の過半数で行うものとする。
2. 第1項の決議は、招集、書面及び電磁的記録を併用して行うことも可能とする。

## 第10章 運営委員会

### 第25条

1. 運営委員会は、役員、各委員会の正副委員長及び学年委員により構成される。
2. 議決権は一人一票とする。ただし、学年委員の議決権は、各学年で一票とする。

### 第26条

運営委員会の主な任務は次の通りとする。

1. 各委員会で立案された活動計画を審議する。
2. 総会に提出する議案の作成および調整にあたる。

### 第27条

運営委員会は、必要に応じて随時開催される。

### 第28条

運営委員会は、議決権者の2分の1以上の出席（オンラインを含む）をもって定足数とする。

### 第29条

運営委員会の決議は、議決権をもつ出席者（オンラインを含む）の過半数で行う。

### 第30条

会長以外の役員に欠員が生じた時は、これを審議し補充する。

## 第11章 役員会

### 第31条

1. 役員会は、全役員でこれを構成する。
2. 役員会は、総会または実行委員会から付託された事項について企画立案するほか、会務全般を処理する。

## 第12章 学年委員会

### 第32条

1. 学年PTAはPTA活動の基盤として、保護者および担当教員により構成される。
2. 各学年より学年委員6名以上を選び、担当教員と共に学年委員会を構成し、学年PTAの円滑な活動をはかる。ただし、2クラスの学年に関しては4名以上とする。
3. 必要に応じて学年会を開いて話し合い、各学年の活動に協力する。

## 第13章 各種委員会

### 第33条

各種委員会は次の通りとする。

1. 学年委員会
  - (1) 全学年の学年委員と担当教員により構成される。
  - (2) 学年間の意見交換、調整を行い、PTA全体の活動に結びつける。
  - (3) 年度初めに先生紹介号を発行する。
2. 家庭教育学級委員会
  - (1) 保護者より選出された家庭教育学級委員と担当教員により構成される。
  - (2) 家庭教育についての学習活動を行う。

### 3. 研修委員会

- (1) 保護者より選出された研修委員と担当教員により構成される。
- (2) PTAの研修活動を行う。

#### 第34条

各種委員会は、委員長1名、副委員長1名以上を、互選により決定する。

## 第14章 校外委員会

#### 第35条

1. この会は、児童および会員の校外生活の向上を目的として班活動の育成と安全指導、事故防止につとめ、各種団体と連携をはかる。
2. この会は地域制をしき、全会員はいずれかの地区の班に所属する。
3. この会は、委員長1名および副委員長4名以内をおく。（選出方法は附則による）

#### 第36条

地区校外班は、次の通りとする。

1. 班代表原則1名と、若干名の教員により構成される。
2. 地区ごとの情報交換および、会の目的にそった行事計画を実施する。

#### 第37条（削除）

#### 第38条（削除）

## 第15章 細則

#### 第39条

各委員長は、活動計画を運営委員会に提出し、承認を得たのち実施する。

#### 第40条

臨時委員会は、運営委員会の決議を経て、必要に応じて構成され、その任務が終了したときに解散する。

#### 第41条

教職員中より選出される役員、および委員についての規定は、学校長が定める。

#### 第42条

学校長はすべての会に出席し、意見を述べることができる。

## 第16章 附則および内規

#### 第43条

この会の運営に必要な附則および内規は、この規約に反しない限り、運営委員会が定める。

#### 第44条

運営委員会が附則および内規を定め、または改廃した場合は、それを次の総会に報告しなければならない。

#### 第45条

この附則は、運営委員会の決議がなければ改正することはできない。改正の結果は、次の総会に報告しなければならない。

## 第17章 改正

#### 第46条

この規約は、総会の議決によらなければ改正することはできない。ただし改正案は、総会の少なくとも1週間前に、全会員に知らせておかなければならない。

## 附則

### 第1条

1. 会員は、総会で決められた会費を1学期中に全納する。なお、申し出により分納および納入を猶予することもできる。中途退会者には、申し出があれば返還する。
2. 中途退会者への返還額は、学期単位で定める。

### 第2条（削除）

### 第3条

1. 校外正副委員長の選出は、新年度役員選出に引き続き役員選出委員会が行う。
2. 各校外班代表の選出は、PTA役員候補の選出後とする。

### 第4条

教養を高め、親睦をはかることを目的としたサークル活動についての規定は、次の通りとする。

1. サークルの成立は5名以上の会員による。
2. 各サークルは互選により責任者を決め、部員の総意によって運営される。
3. サークル補助金は、会計支払日に会計より支払われる。
4. サークル活動については、役員会を窓口とする。

### 第5条（削除）

### 第6条

有事の際は学校長と役員会の話し合いでPTA活動の方針を定めることができる。

### 第7条

6年児童の、小学校生活における思い出に関わることを目的とした活動を行う卒業対策部についての規定は、次の通りとする。

1. 卒業対策部はその年の6年の有志の保護者により運営される。
2. 卒業対策部は互選により部長1名、副部長1名を決め、部員の総意によって運営される。
3. 卒業対策部の活動については、役員会を窓口とする。
4. 卒業対策部の部員について、校内行事において利権にかかわりが発生すると思われる会員はこの部員に就くことができない。

## 中町小学校PTA内規

本会の慶弔等について規定し、その費用はPTA予算から支出するものとする。

### 1. 死亡の場合

イ、会員の場合 5,000 円

ロ、児童の場合 5,000 円

ハ、学校管理下における教職員会員および児童の死亡については役員会で審議し、運営委員会に報告する。

### 2. その他

(1) 会員にあらざる教職員については、役員会で審議し、運営委員会に報告する。

(2) 本規定による金品についての返礼は、受けないものとする。

(3) 本内規によることができない時は、役員会で審議し、運営委員会に報告する。

## PTA総合補償制度

中町小学校PTA会員は、損害保険料(一世帯ごと)、賠償責任保険料(児童一人につき)で傷害保険に加入しています。

PTA活動中、PTA活動参加途中の交通経路での事故はもちろん、サークル活動中、サークル活動参加途中の交通経路での事故なども保障の対象になります。

## 個人情報取り扱いについての方針

中町小学校PTA役員会および全ての委員会は、個人情報を以下の通り取り扱います。

### 1. 個人情報の利用目的

中町小学校PTA役員会およびすべての委員会（以下、中町小PTAとする）は、会員の皆さまからお預かりする情報（会員ご本人のお名前、メールアドレス、電話番号、児童のお名前、学年、クラス、委員、係の情報）を、PTA活動に必要なこと（委員会名簿、係の一覧作成・配付、会員間の連絡）のために利用し、提供された個人情報を適切に管理し、これ以外の目的には利用しません。

### 2. 個人データの安全管理

中町小PTAは、会員の皆さまからお預かりした情報を以下のルールに従い厳重に管理します。

(1) PTA名簿用紙に基づき作成したデータは安全に保存し、委員会・係活動に関する名簿その他と共に、鍵のかかるキャビネットで保管します。

(2) 紙面やWEBでご回答いただいた内容も安全に管理します。

(3) 名簿やデータは情報管理をした上で次年度のPTA書記に引き継ぎを行います。

（新入生と転入生の追加登録および転出者や途中退会者の削除は都度行います。）

### 3. 個人情報の提供

中町小PTAは、個人情報をご本人の承諾を得た上で、第三者（中町小学校・PTA関連団体・地域団体）に提供させていただくことがあります。

※もし、会員情報をご覧になりたいときや訂正や利用停止を求めたいときは中町小PTA役員会（pta.nakamachi@gmail.com）までメールでお問い合わせください。

以上